



宮 崎 県 公 報

平成30年3月27日(火曜日)号外 第10号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則

- 宮崎県国民健康保険調整交付金条例施行規則を廃止する規則…………… (国民健康保険課) 1
- 宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営

頁

- 等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (長寿介護課) 1
- 県営土地改良事業特別徴収金徴収条例施行規則の一部を改正する規則…………… (農村整備課) 2
- 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 2

規 則

宮崎県国民健康保険調整交付金条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第17号

宮崎県国民健康保険調整交付金条例施行規則を廃止する規則

宮崎県国民健康保険調整交付金条例施行規則(平成17年宮崎県規則第95号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第18号

宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例施行規則(平成24年宮崎県規則第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(非常災害対策)</p> <p>第2条 介護保険サービス事業者は、非常災害対策を講ずるに当たっては、利用者の特性に応じた円滑な避難が確保されるよう配慮するとともに、県又は市町村が実施する災害時要援護者(宮崎県防災対策推進条例(平成18年宮崎県条例第52号)第2条第6号に規定する災害時要援護者をいう。)に係る防災対策に協力するよう努めるものとする。</p> <p><u>(指定居宅介護支援等の事業の基準)</u></p> <p>第4条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)に定めるとおりとする。</p> <p>第5条・第6条 [略]</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第2条 介護保険サービス事業者は、非常災害対策を講ずるに当たっては、利用者の特性に応じた円滑な避難が確保されるよう配慮するとともに、県又は市町村が実施する要配慮者(宮崎県防災対策推進条例(平成18年宮崎県条例第52号)第2条第6号に規定する要配慮者をいう。)に係る防災対策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>第4条・第5条 [略]</p> <p><u>(介護医療院の基準)</u></p> <p>第6条 介護医療院の人員、設備及び運営の基準は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)に定めるとおりとする。</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

宮崎土地改良事業特別徴収金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第19号

宮崎土地改良事業特別徴収金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎土地改良事業特別徴収金徴収条例施行規則（昭和48年宮崎県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別徴収金を徴収する宮崎土地改良事業)</p> <p>第2条 条例第2条第1項の宮崎土地改良事業のうち規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 宮営圃場整備</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 干拓</u></p> <p><u>(6) 農村基盤総合整備パイロットのうち土地基盤整備</u></p> <p>(特別徴収金を徴収しない場合)</p> <p>第4条 条例第2条第1項の規則で定める場合は、次の各号の<u>一</u>に該当する場合とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 前2号に掲げる場合のほか、当該土地に係る目的外用途（条例第2条第1項の目的外用途をいう。）の態様、当該土地改良事業による当該土地の受益の態様又は当該土地の面積を考慮して、当該土地につき特別徴収金を徴収しないことを相当とするものとして知事が定める基準に該当した場合</u></p>	<p>(特別徴収金を徴収する宮崎土地改良事業)</p> <p>第2条 条例第2条第1項の宮崎土地改良事業のうち規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>ほ場整備</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(特別徴収金を徴収しない場合)</p> <p>第4条 条例第2条第1項<u>及び第3項</u>の規則で定める場合は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 災害その他のやむを得ない事情があると知事が認める場合</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる場合のほか、当該土地に係る目的外用途（条例第2条第1項に規定する目的外用途をいう。）の態様、当該土地改良事業による当該土地の受益の態様又は当該土地の面積を考慮して、当該土地につき特別徴収金を徴収しないことを相当とするものとして知事が定める基準に該当した場合</u></p> <p><u>(特別徴収金の納期限延長又は減額)</u></p> <p>第5条 知事は、前条各号の<u>いずれにも該当しない場合において、やむを得ない事情があるときは、条例第2条第1項及び第3項の特別徴収金の納期限を延長し、又は特別徴収金を減額することができる。</u></p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第20号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(182) [略]</p> <p><u>(183) 介護療養型医療施設指定申請手数料</u></p> <p><u>(184)～(575) [略]</u></p> <p>3～7 [略]</p>	<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(182) [略]</p> <p><u>(183)～(574) [略]</u></p> <p>3～7 [略]</p>

第2条 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第 1 (第 3 条関係)</p> <p>1 [略]</p> <p>2 使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第 9 号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(114) [略]</p> <p>(115)～(122) [略]</p> <p>(123)～(180) [略]</p> <p>(181) 居宅介護支援事業者指定申請手数料</p> <p>(182)～(189) [略]</p> <p>(190) 居宅介護支援事業者指定更新申請手数料</p> <p>(191)～(194) [略]</p> <p>(195) [略]</p> <p>(196)～(504) [略]</p> <p>(505) 建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料</p> <p>(506) 建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料</p> <p>(507)～(511) [略]</p> <p>(512) 高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料</p> <p>(513)・(514) [略]</p> <p>(515) 再開発等促進区等における建築物の容積率、建ぺい率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</p> <p>(516)～(519) [略]</p> <p>(520) 地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の特例認定申請手数料</p> <p>(521)～(530) [略]</p> <p>(531) 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</p> <p>(532)・(533) [略]</p> <p>(534) 二級建築士又は木造建築士の免許申請手数料</p> <p>(535) 一級建築士事務所登録申請手数料</p> <p>(536) 一級建築士事務所登録更新申請手数料</p> <p>(537) 二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録申請手数料</p> <p>(538) 二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録更新申請手数料</p> <p>(539)～(574) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 警察関係使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第 40 号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(103) [略]</p> <p>(104) 特定任意講習手数料</p>	<p>別表第 1 (第 3 条関係)</p> <p>1 [略]</p> <p>2 使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第 9 号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(114) [略]</p> <p>(115) 汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請手数料</p> <p>(116) 汚染土壌処理業の法人の合併又は分割承認申請手数料</p> <p>(117) 汚染土壌処理業の相続承認申請手数料</p> <p>(118)～(125) [略]</p> <p>(126) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請手数料</p> <p>(127) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更認定申請手数料</p> <p>(128)～(185) [略]</p> <p>(186)～(193) [略]</p> <p>(194)～(197) [略]</p> <p>(198) 介護医療院開設許可申請手数料</p> <p>(199) 介護医療院変更許可申請手数料</p> <p>(200) [略]</p> <p>(201) 介護医療院開設許可更新申請手数料</p> <p>(202)～(510) [略]</p> <p>(511) 建築物の建蔽率の特例許可申請手数料</p> <p>(512) 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料</p> <p>(513)～(517) [略]</p> <p>(518) 高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料</p> <p>(519)・(520) [略]</p> <p>(521) 再開発等促進区等における建築物の容積率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</p> <p>(522)～(525) [略]</p> <p>(526) 地区計画等の区域における建築物の建蔽率の特例認定申請手数料</p> <p>(527)～(536) [略]</p> <p>(537) 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</p> <p>(538)・(539) [略]</p> <p>(540)～(575) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 警察関係使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第 40 号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(103) [略]</p>

(105)～(108) [略]	(104)～(107) [略]
(109)～(112) [略]	(108) 特定任意講習手数料
(113) 自動車保管場所証明申請手数料	(109)～(112) [略]
(114)・(115) [略]	(113) 自動車保管場所証明書交付申請手数料
5～7 [略]	(114)・(115) [略]
	5～7 [略]

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は公布の日から、第2条中宮崎県収入証紙条例施行規則別表第1第4号(113)の改正規定は同年5月14日から施行する。